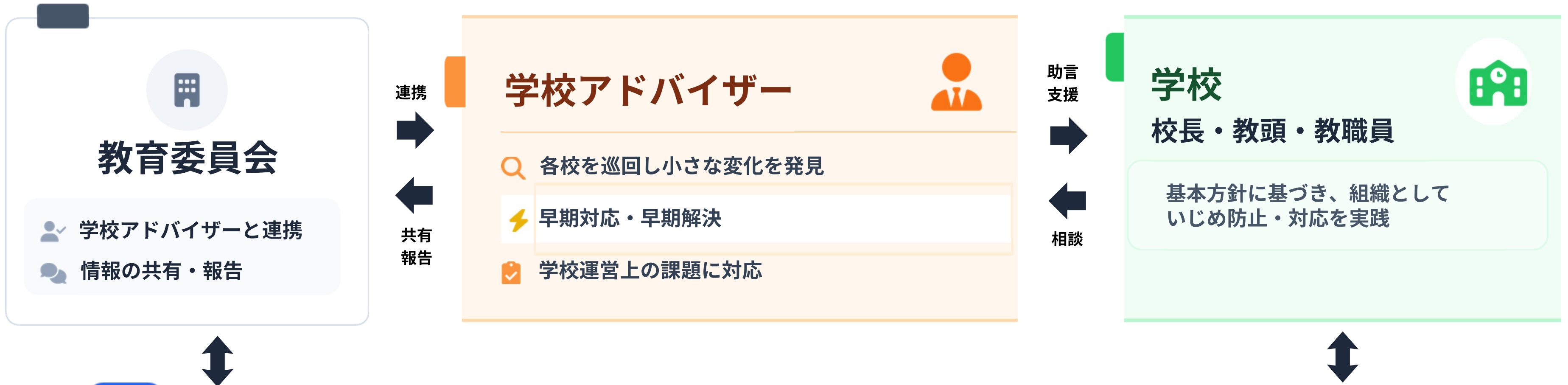


いじめ防止基本方針の改訂と学校アドバイザーの配置について



いじめ防止基本方針の改訂

令和8年4月 改訂

人権教育の推進

- いじめを生まない環境づくり（相互理解）
- 道徳・教科・総合学習での横断的な推進

基本理念の刷新

- ウェルビーイング、全ての子どもが幸せに生活できる環境
- こどもまんなか社会の実現
- 成田市こども計画、こども基本法
- 成田市教育大綱、教育振興基本計画

いじめ重大事態 章立てして明示

- ①調査目的の明確化
- ②調査主体の決定
- ③調査の実施方法
- ④調査結果の説明・提供
- ⑤市長への報告・公表

学校による対応を強化し、検証するため、具体的な手順を明確化